



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収:6月分より毎月10日、普通徴収:6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育てで色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話:083-242-1448
FAX:083-242-1449
E-mail: info@wakamatsu-office.com
HP: www.wakamatsu-office.com





WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 4月号 No.152

<ごあいさつ>

4月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

<令和8年度の税制改正について>

令和8年度税制改正関連法が成立致しました。
なお、主な改正内容は次のとおりです。

【所得税関係】

- 基礎控除の引き上げ
- 給与所得控除の引き上げ
- 基礎控除の引き上げ等に伴う措置等
- ひとり親控除の引き上げ
- NISAの拡充
- 暗号資産取引に係る課税の見直し
- 住宅ローン控除等の拡充・延長等
- 生命保険料控除制度の拡充措置の延長
- 高所得者に対する負担の適正化措置の見直し
- 青色申告特別控除の見直し
- ふるさと納税制度の見直し
- マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し
- 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

【資産税関係】

- 教育資金贈与に係る贈与税の非課税措置の終了
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 貸付用不動産の評価方法の見直し

【法人税関係】

- 賃上げ促進税制の見直し
- 少額減価償却資産の損金算入制度の見直し

【消費税関係】

- インボイス経過措置の見直し
- インボイス3割特例の創設
- 国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し
- 自動車関係諸税の総合的な見直し
- 消費税における暗号資産の取扱いの見直し

【その他】

- ダイレクト納付の利便性向上
- 国税・地方税の情報連携の拡充
- 不動産取得税・固定資産税の免税点の見直し

●防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

<4・5月の税金関係>

- ① 2月決算の確定申告・8月決算の中間申告
- ② 所得税の振替納付日…**4月23日(木)** ※(注)
- ③ 消費税の振替納付日…**4月30日(木)** ※(注)
- ④ 固定資産税の第1期分の納付…4月末日
- ⑤ 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ⑥ 自動車税の納付…5月末日(軽自動車は4月末日)
- ⑦ 雇用保険料率の改定…労働者負担率0.5%
- ⑧ 子ども・子育て支援金の創設…4月分より

※なお、税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先日、次男が小学校を卒業し中学生に、三男が幼稚園を卒園して小学生になりました。6年間・3年間があったという間でしたが、それぞれ大きく成長した息子達との思い出を振り返ると感慨深いものがありますね。確定申告が終わり、ようやく家族との時間がとれるようになりました。毎年のことではありますが、土日も夜も家にいないため、子供達にさびしい思いをさせています。そして、妻には家事育児等すべて負担してもらうため、本当に感謝をしております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

